

大阪市規則第110号

大阪州市長直轄組織事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪州市長直轄組織事務分掌規則（平成24年大阪市規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
(職の設置) 第2条 局に局長、室に室長、部に部長、課に課長を置く。 [2 略] <u>3 デジタル統括室にスマートシティの推進に係る調査、企画及び総合調整に関する事務を所管する理事を置く。</u> <u>4</u>～<u>11</u> [略] 別表第2（第2条関係） [表 別紙2 挿入]	(職の設置) 第2条 [同左] [2 同左] [新設] <u>3</u>～<u>10</u> [同左] 別表第2（第2条関係） [表 別紙1 挿入]
備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この規則は、令和7年11月1日から施行する。

[別表第2 別紙1]

所属名	名称	人員
[同左]		
デジタル統括室	[同左]	[同左]
	スマートシティ推進担当課長	<u>2</u>
	[同左]	[同左]
[同左]		

[別表第2 別紙2]

所属名	名称	人員
[略]		
デジタル統括室	[略]	[略]
	スマートシティ推進担当課長	<u>3</u>
	[略]	[略]
[略]		